

社会体制と社会権の関係についての覚書

篠 田 優

社会体制と社会権の関係についての覚書

篠田 優

目次

はじめに

第1章 社会権と資本主義

第1節 基本概念——「社会体制」「社会権」

第2節 社会権法理の生成と資本主義

第3節 資本主義社会の社会権

第2章 社会主義と社会権

第1節 社会主義社会における社会権の存立根拠——価値法則

第2節 社会権の体制貫通性

第3節 ソビエト社会主義における社会権の展開

第4節 社会主義の社会権——一般論的考察——

第3章 脱社会主義的資本主義と社会権

おわりに

はじめに

本稿は、社会体制と社会権のあり方の関係についての筆者なりの整理を試みるものである。

社会権法理が形成されるのは、市民革命後の資本主義体制の時代であるから、本稿は、その時代を起点として、社会主義革命→社会主義体制→社会主義の終焉→脱社会主義的資本主義体制、という体制変転の過程と社会権のあり方についての一考察ということになる。

タイトルの「社会体制」、「社会権」、いずれをとっても検討を要すべき問題が孕まれているが、その検討は後回しにして、多忙な読者のために本稿で述べたい点をまずここに記す。

① 社会権とは、価値法則を抑制・排除する

ことによって「人間の名に値する生活」を守る権利である。

② 社会主義にあっても価値法則は作用するから、社会主義においても社会権はその存立根拠を失わない。

③ 価値法則の作用という点に着目すると、資本主義も社会主義も「価値法則時代」という同一の時代に属し、同一時代の内部段階と考えられる。

④ 社会主義は、生産手段を社会化するから、社会主義社会の市民の基点的権利は「生産手段に自らの労働を結び付ける権利」であり、この権利を含みこの権利のコロラリーとしての諸権利の総体を社会権と呼ぶなら、社会主義社会の権利体系において社会権はその中核的地位を占める。

⑤ 他方、社会主義の自由権は、自由行使の物質的条件が社会化される限りで、社会権化する。その意味で、社会主義では社会権が自由権を侵食し、その分自由権が死滅する。

⑥ 社会権の機能、存立根拠は、資本主義・社会主義双方に共通であるから、脱社会主義後の資本主義社会において、社会主義時代の社会権は単なる否定の対象ではなく、社会権の内容および社会権に基づく政策展開に、社会主義時代の社会権は理論的にも政治的にも一定の影響を及ぼす。

以上が、本稿で筆者が述べたい点である。

以下では、本稿の基本概念ともいうべき「社会体制」と「社会権」についての筆者の基本認識とその用い方について行論に必要な

限りで触れた上で、社会権の起源が資本主義社会の生成にあり、資本主義の発展過程で法理として成熟し、社会主義革命後に憲法上初めて実定化されたという、憲法学の世界では常識に属するであろう事柄をまずレビューし(第1章)、次いで、ソ連の社会主義体制のなかで社会権がいか「生成」し、いかなる意味といかなる機能を担ったかを見ることで社会主義体制における社会権のあり方を検討し(第2章)、脱社会主義=「再」資本主義化によって、そうした社会権がいかに変容したかについて検討する(第3章)。以上の検討から上記①～⑥が抽出される。

わかるように、本稿においては社会主義社会においても社会権が存立するという理論的立場を取っている。なにゆえにこのような立場が可能なのかは、本稿の一つの課題であり該当部分で検討されるが、いずれにせよ、社会権は資本主義体制のみならず社会主義体制にも存立するとみる本稿は、社会権の体制貫通的な一般理論とでも称するものの構築の一つの試みでもある。

第1章 社会権と資本主義

第1節 基本概念——「社会体制」「社会権」

(1) 社会体制

(1)本稿においては、「社会体制」は「社会構成体」と同義である。したがって、本稿の考察対象は、「社会構成体」と社会権のあり方の関係と言い換えることができる。では、社会構成体とは何か? 「社会構成体」の概念把握をめぐって1960年代から80年代にかけて論争が展開されていて¹、したがってこれ自体論争的な概念といえるが、筆者は、藤田勇の議論²を参考にしつつ、次のような意味で「社会構成体」概念を理解している。すなわち——

〈歴史的に特定の生産諸関係の体系である経済的土台〉と、《この経済的土台に規

定されながらも・この経済的土台から相対的に自立して、——経済的土台と法的上部構造は一对一の関係ではないという意味で——この経済的土台を媒介する法的上部構造》との具体的統一としての、一定の歴史的発展段階にある社会〉、

である。

「生産諸関係」を規定するのは、人間による生産手段に対する支配のしかたである。私的経済単位が生産手段を包括的に支配するというあり方を土台にすえ、その土台の運動を〈私的所有の不可侵〉〈契約の自由〉によって媒介していく社会体制が資本主義社会である。

これに対して、私的経済単位による生産手段の包括的支配を原理的に否定、もしくは大幅に制限するというあり方(生産手段の社会化)を土台にすえ、生産と分配を、社会が公権力を通じて、専ら、あるいは主として計画的ないし規制的にコントロールする社会体制が社会主義社会である。社会構成体レベルで最初に社会主義社会となり、その後社会主義化した諸国に少なからず影響を与えたのがソ連であった。

(2)ところで、私的経済単位による生産手段の包括的支配とは〈私的所有〉にほかならないが、社会主義においては〈私的所有〉がなにゆえに否定されるのか? 社会構成体としての社会主義を理解する上で決定的な点なので、読者との共通理解を得るべく少しく説明する。

それは、〈私的所有〉が人間の人間による搾取という不公正を生み出す源泉だからである。工具と材料を所有している靴職人Aが自身の作った靴をBに売っても、Aの所有は、〈私的所有〉ではない。搾取が起きないからである。しかし、労働力が商品となって交換されると、ここに搾取が起きる。工場主Cが労働者Dと雇用契約を結ぶ。DはCが所有する生産手段(工場の機械)と原料(その価値

を α とする)に自らの労働(その価値を β とする)を加え製品を作り出す。したがって、製品の価値は α に β 分の価値を加えたもの、すなわち $\alpha+\beta$ になる。

ここまで注釈なしに「価値」という概念を用いたが、ここでいう価値とは何か。それは、つまるところ投入された労働時間である(投入された労働時間が多ければ、価値が高い、ということになる)。

さて、ここでCがDに支払う賃金は β 、すなわち価値増殖分かというところではない。Dに支払われるのは、Dの労働力の価値であって、「労働力の価値は、他のどの商品の価値とも同じく、この独特な物品[労働力をさす一篠田]に、したがってまた再生産に必要な労働時間に規定されている」³。労働力の再生産に必要な労働時間とは、つまるところ「労働力の所有者[上の例ではD]の維持に必要な生活諸手段の価値[γ とする]」⁴である。つまり、Dに支払われる γ の内実は、明日もまた働くための食費であり、必要な衣類を得るための費用であり、住居費等である。そして、価値増殖分 β は γ より大であって、差額、すなわち $\beta-\gamma$ が工場主Dに帰属する。差額とはいえ、Dの投じた労働によって生み出された価値であるにもかかわらず、DではなくCに帰属する、これが搾取である。Dに帰属すべき価値がCに帰属するのは不公正である、このような不公正を生み出す所有関係、それが<私的所有>である、ゆえに、<私的所有>は否定されなければならない、これがマルクス主義的社会主義の見方である。

わかるように、公正と不公正の分かれ目は、労働ではなく労働力が商品として取引されるか否かである(労働が取引対象なら上記のDには β が支払われることになる。ここには、搾取はないからなんらの不公正もない)。物に対する包括的支配権である民法上の所有権が、他人の労働力をも支配することで<人に対する支配>に転化するとき、その所有権は

資本とよばれる⁵。民法上の所有権を資本に転化させる所有関係、それが<私的所有>である。

(3)(1)でソ連は社会主義であったと述べたが、実は、ソ連は社会主義ではなかった、という議論がある⁶。

確かに、社会主義は理論・運動・体制いずれをとっても多義的である⁷。したがって、社会主義についての一定の定義を選択して、それを基準にソ連を見た場合「これは社会主義ではない」と判定されることがありうることについては異論はない。しかし、ある社会を社会構成体レベルで把握しようとする場合、そこでの決定的なメルクマールとなるのは既述のとおり生産手段の私有を原理として認めるか否かである。このメルクマールに着目する限り、ソ連は社会主義以外の何者でもない。もし、社会構成体論に立ちながら、ソ連は社会主義ではなかったというすれば、それは誤りというほかない。

ただ、社会主義の理論・運動は人類にとっての理想社会追求の側面を持っているから、社会主義を標榜する国で理想に反する事態があると、「この国は社会主義ではない」という議論が出てくることは理解可能である。

実際、ソビエト社会主義は多くの問題を抱えていたし、特に自由と民主主義の問題は重大であった。自由を経済的自由と精神的自由に分けた場合、経済的自由については、その源泉は私的所有にあるから、それが否定ないし制限されることは必然的である。しかし、精神的自由については、原理的にそれが否定される理由はないと思われるが、現実には、例えば言論の内容次第では反ソ宣伝罪に該当するという問題があり⁸、民主主義については、共産党の一党独裁で、かつ共産党の指導に服さない団体は合法的に存立し得ないという問題があった⁹。確かに、こうした問題は人類の理想からいえば、克服されなければならないが、こうした問題を抱えているからと

いて、社会構成体レベルでソ連を社会主義ではないというとするれば、繰り返しになるが、それは誤りである。

(2) 社会権

(1)社会権が憲法上初めて実定化されたのは、1919年のドイツのワイマール憲法である。同憲法が実定化した社会権の意味するところは、ある基本書によれば、次のように説明される。

——ワイマール憲法には、「新しい種類の基本権が規定されるに至った。これらは今日《社会権》とか《社会的基本権》と総称されることが多い」。これらの権利は、「個人の自由な意思とそれに基づく自由な活動にすべて委ねるのではなく、むしろ国民に実質的な平等を確保し、社会関係を維持・促進し、社会の福祉を増進するために、必要とあらば国家が国民生活に積極的に介入することを要請するもの(積極国家)である。このことは、国民の側からすれば、単に国家権力の介入を排除する消極的・防禦的な権利(国家からの自由)のみならず、国家に対して保護・援助・奨励・配慮等を求める積極的・請求権的権利(国家への自由)も保障されていることを意味する」¹⁰。

また、ワイマール憲法に社会権が規定された歴史的背景について、別の基本書は、次のように説明する。

——「個人の尊厳は、個人に人たるに値する生活を保障することを要求する。近代においては、人たるに値する生活は個々人が自らの経済活動を通じて確保するものとされ、そのために経済活動の自由が保障された。ところが、経済活動の自由を中核にした近代社会の私的自治は、労働者の失業や困窮を構造的に生み出し、彼らの生存の確保さえ困難とすることが明らかとなった。そこで、問題の解決能力を失った社会に対し、国家が後見的に介入して個人の生存の確保を配慮するようになる。その理念を最初に表明した憲法がドイ

ツのワイマール憲法であった」¹¹。

引用にある「経済活動の自由」は<私的所有>によって支えられており、「経済活動の自由」を保障する社会体制こそ資本主義体制にはかならないから、上記諸基本書を頼りに社会権の意義を要約するならば、次のようにいうことができるであろう。すなわち、<社会権とは、資本主義によって構造的に生み出される生活・生存の危機から人間を守るために、《私的所有》の制限を含む、国家に対して保護・配慮等を求める権利である>、と。そして、<私的所有>の制限を端的に表現したのが、ワイマール憲法153条3項の「所有権は義務を伴う」であった。

(2)ところで、「社会権」という語は、その嚆矢とされるワイマール憲法にあっても、条文の文言として書かれているわけではない。日本国憲法もその25条以下で社会権が定められているといわれるが、同様に憲法条文にあるわけではない。つまり、「社会権」なる語は、講学上の概念である。「社会権」という語が一般的になるのは、ドイツ、フランスともに第二次世界大戦後のようである¹²。この点からも、社会権は、優れて20世紀的権利、就中戦後の権利といえる。

では、ワイマール憲法以前には社会権はなかったのか? 実定憲法上の権利としてはもちろんなかったわけだが、しかし、今日、自由権と総称される人権の実定化に先立って、実定化に大きく寄与した議論があったように(ロックのプロパティー論はその代表であろう)、社会権についてもその実定化に先立って社会権という考え方(法理)は19世紀を通じて形成され、後に社会権に分類される個別具体的な権利もまた19世紀中に生まれている。次節においてフランスとドイツの状況について一瞥する。

第2節 社会権法理の生成と資本主義

(1) フランス

(1)「フランス革命は、「自由・平等・友愛」というスローガンに端的に示されているように、本来的に、その価値において、その後の社会主義思想が継承しようとしたものを体現していた」¹³。それゆえ、平等思想に基づく社会権志向を早くから見て取ることができる。

革命からわずか4年後の1793年憲法には、早くも社会権的な権利が規定されている。すなわち、21条に公的扶助¹⁴、22条に教育¹⁵の規定がある。また、同じ年に国民公会に提出されたロベスピエール人権宣言草案は、所有権を絶対不可侵なものとし、法律による制限を受けると規定することで、所有権の制限を定めている¹⁶。

また、同年にはサン・キュロット運動（貴族やブルジョアジーが着用していた半ズボンではなくて長ズボンを着ていた都市の民衆層の運動）の理論的指導者であったヴァレルが「社会状態における人間の権利の厳粛な宣言」を出している¹⁷。この宣言は、「[サン・キュロット民衆]に学び、その考え方を体系化しようとしたもので」、「民衆層解放のための、民衆層の求める」憲法構想であった¹⁸。その18条は、次のように規定している。

——「社会状態における人は、次の四種類の財産を承認する。

すべての人間が主張し要求する権利をもつ、第一の最も神聖な財産は、彼らに生存の必要不可欠な手段を十分に保障するものである。それに劣らず本質的な第二の財産は、老人、病弱者あるいは労働しうる状態にない者に休息という形で与えられる、赤貧の者に対する慈善の実施、および労働の提供によって壮健な貧乏人に対して施される救済にある。第三の財産は、商業、農業の生産物または公私の地位および職務の給料である。第四の財産は、世襲財産および相続財産または贈与からなる」¹⁹。

今日の用語で言う生存権、労働権が規定されていることがわかる。

(2)このように、革命直後から社会権的な権

利が提唱されていることについては、フランス革命の構造から次のように説明される。

フランス革命は、封建領主層・特権身分層を第三身分が打倒するものであったが、「革命はその全過程を通じて」、第三身分中の一部である「ブルジョアジーの指導の下におこなわれ」、第三身分の残りの「全体としての民衆層の革命的エネルギー」が、「ブルジョアジーの革命目的のために利用され」ることによって、革命が成った²⁰。1793年憲法とロベスピエール人権宣言草案については、こうした過程を反映して、権力を奪取したブルジョアジーが、共に闘い、「ルソーらの思想に導かれて急進化していた当時の民衆に応えるもの」²¹として編まれたと説明される。このように、封建制打倒という点ではブルジョアジーと民衆層の利害は一致するが、革命が成った後は、彼らの間に階級対立が生ずることになる。まさに、この点を自覚して実質的平等を求めて出されたのがヴァレルの宣言だと言われる²²。

(3)(1)に示した社会権的権利は、いわば革命指導層のイニシアチブによるもので、労働者階級自らが自覚的に要求したものではなかった。当時のフランスではまだ対自的な階級としての労働者階級は成立していなかった²³。しかし、19世紀も後半に入ると、対自的な労働者階級が生成されてくる。それを象徴するのが60名の労働者の署名をもって発表された1863年の「60人の宣言」である。

この宣言は、「普通選挙により政治的平等を労働者は獲得したけれども、社会的不平等が存在すること」を明確に指摘し、「われわれは、われわれの腕以外に所有するものがなく」「毎日資本の合法的あるいは恣意的な条件に堪え忍」んでいるのだから、「1789年以来すべてのフランス人は法の前に平等であるから、階級はもはや存在しない」などという言葉は「われわれにとって到底信ずることはできない」と述べる。そして、実質的な平等

を求め、疾病・失業に対する共済、罷業の自由、労働組合結成の自由、労働者階級の信用組織結成の自由、無償かつ義務的な初等教育および労働の自由を要求している²⁴。

こうした運動を含む過程を経て、フランスでは罷業の自由、労働組合結成の自由が19世紀中に認められていった²⁵。このことは、「資本の合法的」な要求であってもそれに制限をかけ、つまり<私的所有>に制限をかけ、実質的平等を確保すべく必要な自由を保障されることは権利であるべきだ、という法理が社会に定着していったことを示している。

(2) ドイツ

市民革命を成し遂げたフランスと異なり、ドイツでは資本主義化は「上から」なされた。憲法制定との関わりで、杉原泰雄はドイツの資本主義化を次のように要約する。

——「基本的には旧土地貴族のイニシアチブにより、封建的土地貴族と農奴の関係を資本賃労働の関係に再編成し、政治的にはそれに対応する外見的立憲主義型資本主義憲法によって立憲主義の外見を施す、という近代化の仕方である。農奴層のイニシアチブによって、封建的土地所有や封建地主・農奴の存在を否定し、近代立憲主義と近代資本主義の体制を創出する近代化ではない。」²⁶

このような「上からの」資本主義化であっても、それが資本主義化である限りで、やがて、「下からの」変革運動との対抗という構図²⁷が生まれ、そうした中から社会権思想も発展していった。

ロシアの憲法学者チルキンによれば、ドイツでは社会国家思想が生まれ、そこから社会権思想が発展していったという。この社会国家思想の起源はヘーゲル左派にあり、その一部がプロレタリアート独裁および社会主義国家を構想し、他のグループは、キリスト教社会主義の議論にも依拠しながら、社会における社会的不平等を克服するために国家が機能することを求めたという。前者のグループに

入るのが、マルクス、エンゲルスらで、後者の代表がローレンツ・フォン・シュタインで、「研究者たちは社会国家思想の起源を彼の名と結び付けている」という。シュタインは、1876年の著書²⁸で「国家は最下層で窮境に陥った階級を豊かで力のある階級の水準まで引き上げなければならない」と主張した。チルキンによれば、こうした主張から、市民の社会権についての議論や国家の社会的義務についての議論が19世紀末から20世紀はじめにかけて発展したという²⁹。

おそらく、この発展の一例とみられるのが、ダンチャーの社会権論であろう。内野正幸によれば、ダンチャーは公権の諸範疇を論じる中で、「今日の社会権に相当する個人の生存確保のための権利について正面から明確に論じていた」。ダンチャーによれば、「一九世紀末には、経済的領域における人格の保護の実現をめざす権利が、新たに登場してくる。「社会主義の理念は、平等で自由な人格の名において、経済的関係における生存の確保を求める、被治者の一般的国家的権利の承認への要求を提起する。」。こうした議論からダンチャーは「労働権と生存権」を「経済的基本権」として宣言したのであった³⁰。

(3) まとめ

このように、社会権が憲法上実定化される以前に、資本主義の発達に伴い、<私的所有>が齎す実質的不平等を緩和するための法理あるいは具体的な制度が生成されてきた。

第3節 資本主義社会の社会権

(1) 生成

既述のように、社会権（法理）は、資本と労働の対抗のなかから、経済的に弱い立場にある労働者の力を強化するために生成されてきた。

労働者と資本家たる使用者は雇用契約の当事者である。自由意思で結ばれた契約の当事者である限りにおいて労使は形式的には対等

平等である。しかし、実質的には労働者は弱い立場にある。

形式的に対等平等であるがゆえに、いずれの当事者からも自由に契約解約の告知を行うことができる（例えば、日本民法627条）。しかし、告知の自由が行使された結果は、資本と労働では全く異なる。労働者は自らの労働力を商品として売しか生きるすべを持たないから、解雇された場合、次の雇用先を見つけなければ、ほどなく生活の危機さらには生存の危機にさらされるのに対し、資本家は次を待てる。

しかし、労働者は待てない。今述べた危機までの時間は長くはないからである。待てない労働者は、結局、不利な内容の契約でも結ばざるを得なくなる。他方、資本家の側は労働者から契約の解約告知を受けても、次の労働者を見つけるまで、次の労働者が契約条件をのんで契約してくれるまで、つまり次の労働者が待てなくなるまで、待つことができる。

このように、自らの労働力を売ってしか生きるすべのない労働者は、生身の人間であるがゆえに、待てないという決定的弱さを持ち、その弱さゆえに資本に隷属することになる³¹。これでは、労働者にとっては市民革命によって勝ち取られたはずの自由・平等も画餅に過ぎない。自由・平等を実質的に確保するために、換言すれば、市民革命の成果を労働者も享受するために、社会権が生成されてきたのである。

（2）方法

労働者または財産を持たない者（待つ能力の乏しい者）の力を強化するために用いられている第1の方法は、＜私的所有＞の制限である。すなわち、民法の所有権の論理、契約の論理に従えば資本が自由に支配できるはずの領域を、社会権は制限するのである。

社会権の一つである労働基本権についてこれをみると、次のようである。民法の契約の論理に従う限り、当事者は双方の効果意思以

外には拘束されない。しかし、団体交渉権が認められることで、資本は契約の相手方たる個別労働者の意思だけでなく、労働者の集団的意思にも縛られることになる。その分だけ資本の自由領域が狭められるのである。団体の代表である罷業についていえば、罷業は個別労働者に着目する限り労務が提供されないものであるから、個別労働者による雇用契約上の債務の不履行である。したがって、雇用契約上は雇い主たる資本は損害賠償、契約解除（＝解雇）等の債務不履行責任を問い得るはずであるが、正当な罷業であれば労働者は民事責任を免責される。その限りで、資本の民事上の権利行使が制限されるのである。

社会保障の一翼である社会保険についてみれば、日本の場合、保険の原資は労使折半であるから、資本は自らの財産の一部の自由な処分ができないわけで、これも＜私的所有＞の制限である。

第2の方法は、国家予算による物質的保障である。日本の例でいえば、公的扶助と義務教育がこれに該当する。資本と直接に契約で結ばれていない人々（失業者、高齢者、身体障害者、子ども）との関係で国家が「保障者」として登場する。このことは、社会権が生成されてきた理由に関わる。既述のように、労働者の資本への隷属から解放するために社会権は生成されてきたが、なぜ、隷属から解放されなければならないかといえ、労働者は役馬でも役牛でもなく、ほかならぬ人間だからである。「人間の名に値する生活」を保障するために隷属からの解放が求められたのであった。労働現場と労働市場の外側の人々もまた「人間の名に値する生活」が求められる。かくして、国家が「保障者」として登場する。

もっとも、第2の方法に＜私的所有＞の制限の要素が全くないかという点、それはそうではない。国家予算の原資は税金だが、直接税・間接税に関わらず、その元をたどればいずれ税は諸経済単位の収入の一部である。自

由に処分できたはずの収入の一部が徴取される限りで、資本にとっては<私的所有>の制限である。

(3) 価値法則ゆえの社会権

(2) で述べたことをよりメタ・レベルで考えると、資本主義社会の社会権とは、価値法則によっては守られない「人間の名に値する生活」を守るための権利である、と要約できるように思われる。

価値法則とは、次のようなものである。

商品A (例えば米) と商品B (例えば靴) は使用価値が異なる (米は食べ物、靴は履く物) のに交換が成り立つのは、A と B は同価値であると交換当事者が考えるからであるが、異なる使用価値を同価値と考えさせる経済法則、これが価値法則である。マルクスは、価値を測る普遍的単位を「労働時間」と考えた。A と B の使用価値は異なるのに、それが交換されるのは、それぞれが生産されるために投入された労働時間が同じであるから、したがって同じ価値を持つものと考えられるからだ、と説明される。もっともAを入手するためにCやDではなくほかならぬBを準備しなければならないのはたいへんであるから、人類は何とでも交換できる特殊な商品を創り出した。それが貨幣である³²。

さて、価値法則が支配する中で労働力が商品となると、そこに搾取が発生する。加えて、既述のとおり、労働力商品の売り手 (=労働者) は待つ能力に乏しいから一層不利な条件でも契約を結ばざるを得ない。ここに、「人間の名に値する生活」を脅かす要因がある。であるがゆえに、労働運動を通じて社会権が生成してきた。売る労働力もなく、他に財産もない者はどうなるか。価値法則が支配する中では、売る物 (=交換の対象) がなければ、生活の糧を得られないから、「人間の名に値する生活」はおろか生存すら困難である。こうして、社会権によって彼らを守る必要が出てくる。

このように、価値法則の支配こそ社会権の存立根拠といえる。

(4) 政治的役割

ロシアの社会主義革命以降、資本主義国における社会権には自国をけっして社会主義化させないという政治的役割が負わされている。

社会権を最初に実定化したワイマール憲法は、「ロシアにおける社会主義革命の強烈な衝撃的外圧のもとで成立したものであった」が、その後社会権の憲法上の定式化が一般化していったことの意味は、「まさしく、社会主義革命の方向にむかうことを否定し、資本主義社会の基本枠組を維持したうえで社会化をおこなう、ということにこそあったので」あって、「ワイマール憲法自身、当時目の前にせまったと見られていたドイツ社会主義革命を、資本主義を前提にした社会化へと転換するものであった」³³。

(5) 資本主義社会の社会権の限界

前項に示した政治的役割のゆえに、資本主義社会の社会権は、人間の尊厳を守るために価値法則を制限するとしても、労働力を商品とする関係において働く価値法則、すなわち、労働力の再生産費用と賃金の等価交換関係については決してこれを制限しない点に限界がある。もちろん、労働力の再生産費用と賃金の等価交換関係が破られる場合 (例えば、奴隷労働、賃金が不当に安い場合) には労働権侵害として国家は介入する。しかし、労働力の再生産費用と賃金の等価交換関係を維持することで必然的に生じている搾取については、資本主義社会の社会権はこれを厳格に「保障」するのである。

第2章 社会主義と社会権

第1節 社会主義社会における社会権の存立根拠——価値法則

資本主義社会の社会権は、<私的所有>から生ずる資本への人間の隷属を、限界をかか

えながらも、解放に向けて緩和するために生成されてきたものであり、現資本主義体制を社会主義化させない役割を負った権利であった。とするならば、＜私的所有＞を廃止した資本主義ならざる社会主義体制においては、社会権はその存在根拠をもはや失うと考えられそうである。

しかし、現実には存続した。存続した一つの大きな理由は、後述する社会主義法理論の転換があったからであるが、かかる転換がなくとも、理論的に存続せざるを得なかった、と考えられる。どういうことか？

ひと言で言えば、社会主義段階においても「価値法則」がなお作用するからである。

ロシア社会主義革命期の主導的法理論家であったパシュカーニスは、法の存在根拠を商品交換関係に求めた³⁴。商品交換が行われるのは、そこに価値法則が働いているからである。商品交換が円滑に行われるために、物に対する包括的支配権である所有権や契約の自由といった法制度が必須的に求められることになる。かくして、法の存立根拠が商品交換に求められるのである。しかし、社会主義になると、商品交換関係は、直ちにはなくなるとしても、漸次、計画的分配等に置き換わっていき、商品交換関係自体がやがて消滅し、それに伴って法もまた死滅する。したがって、社会主義段階の当初の法は、死滅しつつある法である。このように、パシュカーニスは考えた³⁵。

パシュカーニスのように考えるならば、社会主義になれば、社会権どころかおおよそ法は急速に衰微しそうである。ところが、そうした展開を容易にはさせない問題が社会主義には存在した。それは、＜労働に応ずる分配＞である。

＜労働に応ずる分配＞こそ、周知のように、資本主義と社会主義を区別する象徴的制度である。資本主義においては搾取があるから、労働者は働いた分、すなわち投入した労働時

間分に相当する支払いを受けることはできない（＜労働に応ずる分配＞はなされない）。しかし、＜私的所有＞が廃止された社会主義では、労働者は搾取されることなく働いた分だけ社会から返してもらう、これが＜労働に応ずる分配＞である³⁶（第1章第1節（1）（2）の例で言えば、社会主義では労働者は β の支払いを受ける）。

そして、この＜労働に応ずる分配＞こそ、社会主義社会に社会権を存続させる。なぜなら、＜労働に応ずる分配＞は価値法則の表現にはかならないからである³⁷。すなわち、＜労働に応ずる分配＞が十全に行われている状態とは、「個人的消費手段が個々の生産者のあいだに分配される」際に、「商品等価物の交換の場合と同じ原則〔価値法則—篠田・補〕が支配し、一つのかたちの労働が別のかたちの等しい量の労働と交換される」³⁸状態だからである。

そうすると、「価値法則」が支配するゆえの「人間の名に値する生活」の危殆化が社会主義社会にも生じることがわかる。すなわち、労働能力の低い者は少ない分配しか受けられない、労働能力のない者にとっては、そもそも分配を受けられない、被扶養者を多く抱える者は、十分な労働能力があっても世帯一人あたりではわずかな量しか分配を受けられない、といった事態が生じ、「人間の名に値する生活」が危殆化しうる。このような危殆化から人間を守るために、社会主義社会においても社会権が要請されるのである。

このような危殆化から人間を守るゆえに、政治的には、社会権は社会の安定化機能、そして社会主義体制にとっての権力の正統性調達機能を果たすと考えられる。

第2節 社会権の体制貫通性

前節で述べたことから、社会権とは、価値法則に委ねていては危殆化しうる「人間の名に値する生活」を守るために、価値法則を制

限ないし排除することによって、「人間の名に値する生活」を守る権利である、ということが出来る。社会権をこのように捉える限り、その概念把握は資本主義社会の社会権にそのまま妥当する。つまり、社会権という権利は、資本主義、社会主義という異なる体制に貫通して存続する権利であるということが出来る。換言すれば、資本主義社会の社会権と社会主義社会の社会権は別物ではなく、価値法則の制限という点で共通の性質を有し、歴史的段階の差異として理解しうる、ということである。すなわち、社会権とは価値法則時代という大きな時代区分のなかの権利で、その区分の内部段階として資本主義段階と社会主義段階があるという理解である。段階の違いを画するのは、言うまでもなく、社会構成体としての差異、すなわち<私的所有>を認めるか、否かである。

かつて、宮沢俊義は、「市民の基本的権利」という「類の表題」を持つ「社会主義的人権宣言」は、「その立脚する原理が、自由国家の原理を真正面から否定する点において」「社会国家的人権宣言とも性格が違う」³⁹が、「それら [=宮沢のいう「社会主義的人権宣言」] は、現実に多数の人間の権利——とりわけ生存権——を具体的に保障しようとするものであり、その点で、実は、固有の意味の人権宣言と同じ的を狙っているといえる」⁴⁰と述べ、自由国家的人権宣言および社会国家的人権宣言と「社会主義的人権宣言」の共通性ないし連続性を指摘したが、少なくとも社会権については、価値法則時代という時代的共通性から体制貫通的連続性を語りうるのである。

第3節 ソビエト社会主義における社会権の展開

前2節では、社会主義社会における社会権の存立根拠を理論的に検討したが、本節では、社会主義革命を最初に成し遂げたソ連における社会権の具体的な展開を見る。

(1) 革命直後の社会権規定の欠如

1918年憲法をはじめ初期ソビエトの諸憲法には社会権規定が含まれていない。森下敏男によれば、その理由として、当時、次の三つが指摘されていたという⁴¹。すなわち、①社会権を具体的に保障するだけの物質的基盤が整っていなかったこと、②社会権に関する理論的蓄積の欠如、③社会権思想がブルジョア思想とみなされていたこと、の3点である。

①は、革命当時のロシアは当時のレベルにおける成熟した資本主義国からはおよそかけ離れた発展途上国で、生産力水準が低かったことに起因する。②については、既述のとおり、フランス1793年憲法には早くも社会権的な権利が規定されていたことがあったが、社会権が「新しいタイプの基本権として体系的に導入されたのは一九一九年のワイマル憲法においてであって、一九一八年憲法をはじめ革命直後のソビエトにおいては、社会権についての総合的認識はほとんどなかった」⁴²ということである。③については、当時、「社会権思想は、私的所有権を中核とする近代人権思想の矛盾が先鋭化した一九世紀末以来のいわゆる独占資本主義段階に相応するイデオロギー」で「そもそも社会主義革命路線と対立する」思想とみなされていたということである⁴³。森下も指摘するように、③が社会権規定欠如の最大の理由であったであろう。②における社会権認識が一定程度深まれば深まるほど、③の理由から社会権思想はますます否定される、当時の理論状況はそのようなものであったと考えられる。

(2) 社会権の実定化——36年憲法、77年憲法——

(1)ところが、1936年のソ連憲法では、「市民の基本的権利および義務」の章の初めに、つまり諸権利の最初に4条にわたって社会権が規定されている。すなわち、118条—労働権、119条—休息権、120条—老齢ならびに病気および労働能力喪失の場合の物質的保障を

受ける権利，121条－教育権，である⁴⁴。

革命直後から大きく様変わりしたわけだが，その理由として次の二つのことが考えられる。

第1に，五カ年計画の遂行により，社会権を具体的に保障するだけの物質的基盤が整ってきたことである。この点に関わって，杉浦一孝は，次のようにブハーリンの議論を紹介している。すなわち，

——社会権が「憲法上はじめて確認されたことについてブハーリンは次のように述べている。ソビエト憲法はその最初から「勤労のための自由の物質的保証」を中心においてきた。ソビエト国家はその初期，経済状況がわるかったため，「労働も，それに応じた報酬も，休息も保証することができなかったが」，しかし五ヶ年計画の遂行の結果，「失業が完全に一掃されたもとでのゆたかな生活の向上のための基礎」がつくりだされたので，ソビエト憲法は「社会主義社会の市民の『自然権』を記すことができるようになった」⁴⁵。

第2の理由として，法理論の転換を指摘しなければならない。なぜなら，「物質的基盤」が整ったとしても，(1)に③として指摘された理由からすれば，社会権はブルジョアの権利として否定されなければならないからである。

1920年代の法範疇の理解は，法とは「歴史的に過渡的な特定の社会構成体（ブルジョア社会）に特有の，そこでのみ範疇の成熟を全面的に遂げる，歴史的に過渡的な範疇である」というものであった⁴⁶。乱暴を承知で比喩的に単純化すると，「法」が最も「法」らしい姿で生きるのはブルジョア社会＝資本主義社会だけだ，ということ⁴⁷，したがって，ブルジョア社会より前の封建制社会には「法」らしい「法」はなく，より後の社会主義社会にも「法」らしい「法」はなく，あるのは死滅しつつあるブルジョア法である，という理解である。

このような理解が30年代に転換される。す

なわち，それぞれの社会構成体にそれぞれの法がある——法はブルジョア社会固有のものではない——，と転換されるのである⁴⁸。そして，この転換を支えるように「法における「支配階級の意思」のモメント」が強調されるようになる⁴⁹。こうして，『ゴータ綱領批判』や『国家と革命』における「ブルジョア法」は，まさに社会主義法をさすものとして，積極的に捉えなおされ⁵⁰，社会権もブルジョアの権利ではなく，社会主義法の積極的構成要素として捉え直される地盤が整備されることになる。上に引用した杉浦が紹介するブハーリンの議論の中に，社会権を「社会主義社会の市民の『自然権』」とする表現があるが，こうした表現は，法理論の転換の産物といえることができる。

(2)革命60周年の年に「発達した社会主義社会の憲法」として制定された1977年憲法では，36年憲法に規定されたものに加えて，新たに，「健康保護に対する権利」(42条)，「住宅に対する権利」(44条)の二つの社会権カタログが定められた⁵¹。

(4) 権利体系の中での社会権

ソ連においては，上にあげた労働権，休息権，健康保護に対する権利，物質的保障を受ける権利，住宅に対する権利は，通常，「社会的＝経済的権利」にグルーピングされているが，市民の諸権利の中で「社会的＝経済的権利」は主導的ないし中核的地位を有するものとされてきた⁵²。

曰く，社会的＝経済的権利の「特殊な意義は，それらが市民の権利及び自由の体系全体において，主導的，決定的役割を演じていることにある。…この点に，市民の社会的＝経済的権利についての配慮には縁遠いブルジョア体制との社会主義体制の根本的差異の一つがあらわれている」⁵³（傍点－篠田〔本項につき以下同様〕）。

また，「社会主義社会における諸々の権利・自由・義務およびこれらの実現の保証のシス

テム全体の基本的要素となるのは、社会的＝経済的諸権利と保証である。社会的＝経済的諸権利のこのような役割は、個人と社会の生活における社会的＝経済的分野の決定的意義によって、社会的＝経済的権利が共産主義形成の機能的基盤と密接に結びついていることによって説明され、ならびに社会的＝経済的分野において満たされる人間の欲求の性格が第一次的であつとも切実であることに規定されている。社会的＝経済的諸権利は、それゆえに、人間の基本的権利 фундаментальными правами человека である]⁵⁴といわれ、それゆえに、「マルクス＝レーニン主義諸政党は、社会的＝経済的諸課題の解決があらゆる社会進歩の基礎にあるという考えに立って、人間の生活の最重要の局面にかかわり、人間の確固たる、そして社会によって保証された生存と発展の根本的可能性を規定している社会的＝経済的諸権利に、住民の権利体系の中で第一の位置を与えている]⁵⁵、とされる。

ここから、「社会的＝経済的権利」すなわち社会権が人間の最も切実な要求である生活・生存を保障していること、そして社会権の保障が、社会構成体の発展展望における最終段階にして最終目標の共産主義（社会主義の「土台の上に発展した共産主義」⁵⁶）の基盤形成の重要な要因と考えられていたことがわかる。そして、このように考えられていたからこそ、「社会的＝経済的権利」＝社会権に主導的地位が与えられていたわけである。

(5) 自由権と社会権——自由権の社会権化——

(1) 社会権が権利体系の中で優越的ないし中核的地位をしめるとすると、自由権は社会権との関係でどのような位置づけになるのか、ここで考えておきたい。

資本主義社会における自由権と社会権の関係は、次のように要約できるように思われる。すなわち、自由権は精神的自由と経済的自由

から成るが、経済的自由は＜私的所有＞の法的表現であつて、階級間不平等の源泉であるから、社会権によって経済的自由を制約し、そうすることで、労働者にゆとり（労働時間の法的制限）と教養（教育権の結果としての）を与え、よつて以つて労働者に精神的自由を享受する実質的可能性を高める、という関係である。この関係の中には、＜自由のための社会権＞という文脈を見出すことができよう。

ところが、ソビエト社会主義においては、主客が逆転する。すなわち、＜社会権のための自由権＞という関係である。

ソビエト社会主義においては、「市民の政治的権利は、市民の社会的＝経済的権利実現の政治的保証」（傍点—篠田）とされ、政治的権利として、国家管理への参加権・法律審議への参加権・選挙権、国家機関への提案権・批判権、社会团体への団結権とならんで、言論・出版・集会・街頭行進・示威行動の自由があげられている⁵⁷。このように、社会権を守る手段として自由権が位置づけられている。

(2) そうすると、自由権は社会権に従属するかのような位置づけがなされていることになるが、このような関係になるのは、既述のように社会主義の社会主義たる所以である「生産手段の社会化」「＜私的所有＞の否定」がまず起点にあり、そこから諸権利・自由が導出されるからだと考えられる。そうであるがゆえにソビエト社会主義において自由というとき、何よりも念頭に置かれているのは「搾取からの自由」である。例えば、次のように言われる。「社会的＝経済的分野において権利の概念だけが用いられ、自由の概念は用いられないけれども、社会主義社会の構成員のあらゆる社会的＝経済的諸権利は、人間の人間による搾取からの自由、すなわち人民大衆に社会主義をもたらしたすべての自由の中で主要で決定的な自由と結びついていることを見逃してはならない」⁵⁸（傍点—篠田）。

「搾取からの自由」とは、「生産手段の社

会化」や「＜私的所有＞の否定」の言い換えに過ぎないから、実のところ、自由そのものについては何も語っていないに等しい。自由は、社会権を守るための手段であり、社会主義を維持・発展させるための手段として捉えられ、それ以上の積極的価値ないし目的についての議論は、管見の限り、見られない。

(3) 実際、憲法の自由権の規定の仕方が社会主義建設のために自由があることを明瞭に示している。つまり、「生産手段の社会化」・「＜私的所有＞の否定」のために自由が認められるのである。

例えば、表現の自由を定めた77年憲法50条は、次のように規定している。

「人民の利益にしたがい、社会主義体制を強固にし、発展させる目的で、ソ連邦の市民は、言論、出版、集会、大衆集会、街頭行進および示威行動の自由を保証される。

これらの政治的自由の実現は、勤労者およびその団体への公共の建物、街路および広場の提供、情報の広範な普及、出版物、テレビジョンおよびラジオを利用する可能性、によって保障される。」(傍点一條田)

ソ連憲法の自由権規定は、自由の行使に市民の何らかの積極的行為(作為)が伴い、かつ行使に何らかの物質的条件が必要なものについては、すべからく50条のような規定になっている。すなわち、50条1項のごとき社会主義のためという＜目的規定＞と、同2項のごとき自由行使のための＜物質的条件の保障規定＞が組み込まれている。

「生産手段の社会化」・「＜私的所有＞の否定」は社会主義の不可欠の要素であるから、＜社会主義のため＞とは＜「生産手段の社会化」・「＜私的所有＞の否定」のため＞、と同義であり、そして、「生産手段の社会化」・「＜私的所有＞の否定」を媒介するのが社会権であるから、引用のごとき自由権規定は、自由権が社会権のために存在することを明瞭に示しているのである。

＜物質的条件の保障規定＞のほうは、ブルジョア憲法のイデオロギー性を克服しようとするものであった。すなわち万人に自由があるとするとブルジョア憲法の規定は、自由を行使する物質的条件を欠く無産者階級にとっては画餅(不自由)に過ぎない現実を隠蔽するものであるという状況を克服するもので、いわば社会主義の優位性を示すものとソ連ではいわれてきた⁵⁹。

しかし、自由の本質を＜外部からの干渉にさらされず、放っておいてもらうこと＞と見るならば(このような見方を便宜的に「本質的自由」とよぶ)、＜物質的条件の保障規定＞は自由の行使に際して国家に物質的条件の保障を求めるたびに国家の介入を呼び込む規定であり、本質的自由を収縮させる制度である。否、国家の介入を許さない自由のコア領域を画す法理論を欠くならば、収縮どころか自由の消滅をも招来しかねない規定である⁶⁰。

(4) ＜目的規定＞と＜物質的条件の保障規定＞によって本質的自由が収縮した空間を埋めたのは、本質的自由ならざる＜社会権化した自由権＞であった。ここには、二つの意味がある。

ひとつは、権利の発現態様が社会権化する、という意味である。一般に、自由権が権利として行使される場合は、外部からの干渉を許さない領域(=自由領域)への外部から干渉がなされたり、なされるおそれがあるときで、そのときには自由権は妨害排除的に発現する。他方、社会権は、人間の名に値する生活の保障を求めて国家に一定の行為を求めるわけだから、請求権的に発現する。社会主義の自由権は、国家に自由行使の物質的条件の提供を求めるわけであるから、請求権的に発現することになる。

ここまでは、発現態様を見る限り、社会権のように見えるということであって、自由権はそれとして存在しているといえるのだが、いまひとつの意味は、そうではない。自由権

が社会権に変容して消滅する、あるいは自由権が社会権に同化する傾向という意味である。価値法則を抑制ないし排除して人間に必要な福祉を保障する権利が社会権だとすれば、自由行使の物質的条件が社会化された社会において自由行使の物質的条件が価値法則によらず(金があるから出版の自由が行使できる、金があるから放送する自由があるというのではなく)必要な者に物質的条件が保障されるのであるから、これは社会権そのものである。

(6) ソビエト社会主義における社会権の現実

ここまで、社会権における、いわば「書かれた法」としての社会権の特徴を見てきたが、以下では、社会学的実態に着目してソビエトの社会権の特徴を抽出する。

第1に、<労働に応ずる分配>が産業部門間に格差がある一方で、同一部門内では均等主義化していた⁶¹。

部門間格差は、<労働に応ずる分配>の現実の展開において政策の影響を強く受けざるをえないことに一因がある。例えば、国家にとって重要な部門には優秀な労働者を集めなければならないから、賃金が高く設定されることになり、ここに部門間格差が生ずる。

部門内均等主義のほうは、諸要因の複合的な結果と考えられる。スターリン時代の実質賃金抑制策がフルシチョフ時代に改められたが、その際、賃金格差を縮小する方向で改革がなされた。それでも最下層賃金が最低生活費を下回っていたため、ブレジネフ時代に、まず下層賃金が引き上げられ、次いで地域内の労働力流動を抑えるために上位層の賃金を維持したまま下層・中層の賃金を引き上げた。こうした政策の結果、賃金格差は全体として縮小する方向に動いた。加えて、60年代のいわゆる「コスイギン改革」で導入された「経済的刺激ファンド」(計画課題達成を前提として、企業が従業員へのボーナスや福利厚生の充実のために使用できる資金)が「労働格

差に見合う賃金格差の拡大」に結び付くことが期待されたが、「企業も労働者もボーナスにおける大きな格差を望まず、多くの場合第二賃金的に支払われた」⁶²。このように、部門内均等主義は、政策的に一貫して狙ったきたわけではないにもかかわらず、結果的に生じてしまったといえる。

部門間格差は、同一労働(例えば、自動車の運転)であるにもかかわらず、偶々部門が異なることで賃金に差を齎すわけであり、均等主義のほうは労働の量と質が正当に評価されないわけであるから、いずれも<労働に応ずる分配>原則に反していることになる。それゆえ、ペレストロイカ期に改革の対象となった。

ところで、<労働に応ずる分配>のこのような機能不全は、本来、価値法則が機能すべき「労働支払い」の領域で価値法則が抑圧されていることを意味するが、価値法則は単に抑圧されたままかというとは必ずしもそうではない。本来、価値法則を抑制ないし排除して福祉が分配される領域、すなわち社会権に基づく分配領域に価値法則が浸入するという現象が起きている。代表的なものが住宅である。新規に国有住宅の供与を受けようとする、「居住条件改善必要者」として役所または職場に登録された後、供与の順番を待つことになるが、その際、優先的に住宅が供与される「第一順位権者」が法定されていて、その中に「生産分野で長期間誠実に労働した者」が含まれている⁶³。ある種の<労働に応ずる分配>といってよいであろう。喩えて言えば、労働支払いという主戦場で力を十全に発揮できない価値法則が、社会権に頭をもたげたとしてもいえるか。いずれにせよ、こうした事態は、社会主義時代とは価値法則の時代であって、価値法則なしに存立し得ない社会であることを端無くも物語っていると思われる。

第2の特徴は、社会権領域の分配における低水準の平等と「特権」の併存である⁶⁴。す

なわち、一般大衆が享受する福祉水準は平等性が高いがそれは低水準でしかなく、その一方で一部の者が特権的利益を享受しているということである。住宅、医療サービス、社会福祉施設は低水準の平等の代表であった。

「特権」とは、「党＝国家ヒエラルヒー」において高い地位を占める者が種々の優遇を受けることをさす⁶⁵。一般の年金より高い個人功績年金、専用の医療施設、広い住宅といった利益を彼らだけが享受できるのである。

「特権」は、上述の＜労働に応ずる分配＞の機能不全の補償という一面もあろう（高級官僚はそれだけたいへんな労働をしている、という正当化）が、社会的必要性に根拠を持たない単なる「地位に応ずる」分配という側面を色濃くもっている。特権的利益は、一定の国有財産の処分を決定しうる地位にある者（およびその地位にある者に影響を与え得る地位にある者）が、形式上法令にしたがって自らを含む特定の者を利益享受者とする決定を下すことで供与されることもあるが⁶⁶、かかる供与は、形式的には合法的ではあっても、実態は、国有財産の私物化というべきものであった。かくして、「特権」も＜労働に応ずる分配＞の侵害としてペレストロイカ期に非難の対象となった。

第3に、既述のように、低水準の平等があるとすると、その水準を超えた福祉を自らの労働所得で得ようとする欲求が生じうるが、その欲求実現の可能性は制限されていた。

例えば、評判の名医の治療を受けたくとも、医療施設が地域指定になっているため、地域が異なるとお金を払って診てもらおうことのみならず⁶⁷、そもそも診てもらおうことが困難であった⁶⁸。また、せまい国有住宅に居住している都市住民がより広い住宅を得ようとしても、住宅を買うことはできないし、高い家賃を甘受するかわりに広い住宅を賃借することもできなかった。既述のように、居住条件改善必要者として登録され、供与される順番を

待たなければならなかった⁶⁹。つまり、住宅についての社会権は欲求の充足の最低限度ではなく、いわば最高限度になっているということである。しかし、こうした事態は社会権の本旨に反するともいえる。というのは、これでは社会主義社会において社会権の最重要要素ともいべき＜労働に応じて分配を受ける権利＞が充足されないからである。

労働所得の実現機会が制限されていることの問題性は、遅くとも1970年代には学界では認識されていたが⁷⁰、ペレストロイカ期に「＜社会的公正＞論」（この文脈でいうと、労働に応じた貨幣の分配では不十分で、労働に応じて現実の福祉が獲得されなければ、社会的に不公正である、という議論）⁷¹が盛んになってから、制度改革の対象となった⁷²。

（7）ソビエト社会主義の終焉

前項で示した社会権の特徴に共通しているのは、＜労働に応ずる分配＞の機能不全ないし不完全展開ともいべき問題であった。言い換えれば、価値法則の展開が損なわれていたということである。社会主義社会は、価値法則を抑制しつつも価値法則の展開を必要とする点で、資本主義社会となお共通なのであるから、（1）に示した事態は、価値法則の過度の抑止の病理といえそうである。

価値法則は、市場の自然法則であるから、価値法則の展開は多かれ少なかれ市場メカニズムの導入を要求する。しかし、ソビエトは資本主義の発展途上段階で社会主義の道に進み、かつ戦争に対応しなければならなかったことから、上からの強力な工業化を必要とし、この課題に、「意思決定を極度に集権化したばかりでなく、経済の自動制御機構としての市場機構を最大限に排除した」⁷³計画経済で応えた。そして、この課題にはこのような集権的計画経済がおそらくは適格的であったろう。しかし、こうした計画経済によってある程度の工業化が達成されると、社会主義の自然の要求である価値法則圧力が顕在化してくる。

70年代以降の状況はそのようなものであったと考えられる。

であるがゆえに、80年代のペレストロイカにおいて改革が模索されるが、人々の生活に必要な福祉分配（ないしは獲得）の領域では市場メカニズム導入が改革の焦点になっていった⁷⁴。しかし、市場メカニズムの導入は社会主義の枠内にとどまることはできず、脱社会主義的市場経済化の奔流にのみ込まれていったのであった⁷⁵。

第4節 社会主義の社会権——一般論的考察

前節では、ソビエト社会主義における社会権の展開を見たが、ここでは、社会主義における社会権のあり方を一般論的に考察する。換言すれば、社会主義体制であれば社会権はおよそソビエト的にならざるを得ないのか否かについて考察するということである。

(1)マルクス主義的社会主義において、勤労市民は、<自らの労働に応じて>社会的総生産物からの分配を受ける。しかし、そうなるのと労働能力のない者・乏しい者は、具体的社会における<人間の名に値する生活>の不可能または危殆化に直面する。こうした事態から市民を守るために社会権が求められる。これが社会主義社会においても社会権が存立する普遍的根拠である。換言すれば、<労働に応ずる分配>がなされる限り、社会権の存在しない社会主義は考えられない。

(2)そして、社会権は、ソビエト社会主義がそうであったように、市民の基本的権利体系の中でやはり中核的位置を占める。

資本主義社会は、<私的所有>を基礎とするので、この社会の中核的権利は私的所有権ということになる。これとの対比で社会主義を考えるならば、社会主義においては<私的所有>が廃止され、生産手段が社会化されるから、市民は<社会化された生産手段にその所有者として自らの労働を関与しめる権利>

を有することになり、まさにこの権利が社会主義社会の中核的権利ということになる⁷⁶。

この権利のロジックからこの権利の内容を抽出するならば、この権利の中には次のような個別な権利が含まれる。

第1に、市民は、生産手段の共同所有者として生産手段に自らの労働を結びつける権利、すなわち、労働の機械の保障と労働に応ずる所定の基準による報酬の保障とを、社会に対して要求する権利を有する。

第2に、同じく生産手段の共同所有者であるゆえに、第1の権利にとどまらず、さらに「労働過程の組織そのもの、労働手段の運用そのものに参加する権利、すなわち、生産の管理に参加する権利」⁷⁷を有する。

第3に、市民が生産手段の「共同所有者」であるということは、生産手段を使って生産された物＝社会的生産物についても「共同所有者」であることも意味するから、市民は労働に応じて社会的生産物の一定部分の分配を受ける権利を有する。

第4に、第3の権利を支えるのと同じ理由から、「社会的総生産物の一部分によって構成される共同消費ファンド（住宅、文化・教育・保健施設）」に対する「一定の利用権、管理参加権」⁷⁸を有する。

第5に、同様に、「共同消費ファンドから社会保障を受ける権利」⁷⁹を有する。

第6に、<私的所有>廃止の帰結として社会主義では<労働に応ずる分配>がなされるが、そうである以上、労働の前提である労働能力を獲得する権利を市民は有するはずであり、その権利の展開として市民は教育を受ける権利を有する⁸⁰。

これらの権利は、いずれも社会権であり⁸¹、それゆえに社会主義社会においては社会権が主導的ないし中核的権利といえるのである。(3)ソビエトならずとも、「自由権の社会権化」は多かれ少なかれ不可避と考えられる。

生産手段の社会化は、個々の市民に分配さ

れる前の社会的総生産物を社会的所有とするから、自由の行使に一定の物質的条件を要する場合には、かかる条件を社会的総生産物から分配を受けるという過程が生ずる。この分配が<労働に応じて>なされる場合、すなわち、自由の行使に必要な物質的条件が労働によって得られた貨幣を実現することで得られる場合には、社会権化は起きない。しかし、<労働によらざる>分配の場合には、物質的条件が社会的所有であるがゆえに、社会の何らかの関与は不可避である。すなわち、当該自由の行使が社会的に見て必要か否かを社会が検討し、その結果、必要と判断した場合に物質的条件が分配される、という過程が不可避である。必要を、労働によらず、すなわち価値法則を排して保障するのであるから、この過程で社会権化が起きるのである。

<自由権の社会権化>を前提とすると、次の求められるのは、自由行使の物質的条件を公平に分配する「民主的な原則と制度の確立」⁸²である。それが確立されて<自由権の社会権化>が完成する。ここでの原則と制度の編成のしかたで、社会主義諸国間にヴァリエーションが生ずることになる。

ソビエト社会主義においては、「民主的な原則と制度の確立」はついになされなかった⁸³。この意味で、マルクス主義的社会主義としては、ソビエトは未完成であった⁸⁴。

なお、自由行使の物質的条件を労働所得で取得する場合の自由の制限、例えば、給料で買った紙とペンでエッセイを書いたり、それを友人知人間でまわし読みをしたり、ということに対する制限は、自由権プロパー（社会権化されない自由）の問題であるから、本稿の検討の対象外である。

(4)前節(7)で、ソビエト経済を「市場機構を最大限に排除した」計画経済と特徴付けたが、社会主義はこのような計画経済でしかありえないのか？

たしかに、価値法則の揚棄が社会主義的変

革の最終目標である。したがって、価値法則の作動現場である市場機構を排除する政策的努力がなされることはあり得ることである。しかし、発展段階はなお社会主義である。そうすると、労働刺激のためにも（労働が生活の第一欲求になっていない段階だから）、次なる、そして最終の目標である共産主義へ向けての生産力向上のためにも、社会主義段階においては、<労働に応ずる分配>を良く機能させる必要がある。つまり、価値法則に良く働いてもらう必要のある段階である。

佐藤経明の次の指摘は、社会主義段階の要諦を見事に衝いていると思う。すなわち、

——「ある一定水準以上に発達した経済は、なんらかの自己制御機構をビルト・インすることなしには、運営不能だということだろう。そのような自己制御機構としては、さしあたり市場機構に代わりうるものはない。高度経済にとっての制御装置という意味では、それは資本主義か社会主義かのいかにかわからない、原理的な体制論の問題だといってもよい。／むしろ、こうした自己制御機構を欠いたかたちで成立したソ連型の集権経済のほうが、社会主義経済の「異常変種」であり、特殊な歴史的条件によるものだったのである。このように考えれば、一九六〇年代なかば以降のソ連・東欧の経済改革が、計画と市場の結合の問題、つまり、いったん排除したはずの市場メカニズムを計画経済の枠組みのなかで、どこまで、そしてどのように再生し利用するか、という問題を中心にして展開してきたのは、一見、パラドックスに見えるけれどもべつに不思議なことではない、ということになる。…／計画と市場の問題は、社会主義か資本主義かという生産関係ないし体制的次元の問題ではなく、同じ社会主義の枠内での経済の機能メカニズムの次元の問題なのである」⁸⁵
(傍点—原典)。

思うに、社会主義体制が存続しうるとするならば、それは、価値法則に頼りながら、価

値法則の揚棄へ向けて歩むという、おそらくは長期の——共産主義がユートピアとするなら、永久的な——過程ということになるのである。

だが、＜私的所有＞の否定と市場メカニズムが両立しないとすれば、つまり市場メカニズムを導入すると＜私的所有＞が全面展開し、社会主義は維持できないとすると、ありうる社会主義はソビエト社会主義しかなくなるだろう。＜労働に応ずる分配＞の原則を掲げながら、それが良く機能しない社会主義である。しかし、ソビエトの経験は、そうした社会主義が長続きしないことを教えている。

第3章 脱社会主義的資本主義と社会権

本章では、マルクス主義的社会主義が資本主義化した場合の社会権のあり方について、社会主義体制からの断絶と連続の両方から、ロシアの経験を念頭に置きつつも、一般理論的な仮説を素描したい。

(1) 断絶面

第1に、資本主義社会の権利体系において中核的地位を占めるのは＜私的所有＞の展開を媒介する所有権であるから、社会権は中核的地位を失う。

第2に、しかし、社会権の重要性は高まる。すなわち、資本主義化により価値法則に加えられていた抑制が取り払われる結果、価値法則を抑制する社会権の機能の重要性が、実体的にも手続き的にも高まる。

実体的には、計画、あるいは集権的計画化の派生的効果（＜不足の経済＞の一環としての労働力の不足⁸⁶⁾、によって抑止されてきた失業、貧困といった「新たな」危険に対応することが求められ⁸⁷⁾、また労使の対立も先鋭化し得るため労働者の個別的・集团的権利の強化が求められる⁸⁸⁾。

手続き的には、資本主義においては、政策による危険の顕在化予防は計画経済ほどには

期待ができないから、事後的権利救済手続きとしての裁判の役割が高まる⁸⁹⁾。

第3に、価値法則の過度の抑制に対する反発が脱社会主義の重要な要因であったことから、ソビエトで見られたような、労働所得を実現することで必要な福祉を得ることに対する制限は、脱社会主義とともに縮小するか消滅する。もっとも、従来社会権によって給付されてきた福祉のうち何をいかに商品化するかについては種々の政策選択がありうる⁹⁰⁾。

第4に、自由行使の物質的条件の私有化の度合いに応じて、＜社会権化した自由権＞が再び単なる＜自由権＞に変容する。しかし、私有化されるということは物質的条件を資本が支配することもそこには含まれるから、資本による統制から自由をいかに確保するのかという問題が生じてくる⁹¹⁾。

(2) 連続面

(1)では、社会主義時代の社会権と体制転換後の社会権は全く断絶したものなのかといえ、それは否である。むしろ、弱からず連続性があるとみるべきではないかと考える。

自由権については、資本主義のそれと社会主義のそれは対立的である。経済的自由では、一方が搾取の自由を認め、他方はそれを原理的に否定するのだから、両者は反対物である。精神的自由についても、社会主義においては既述のように＜自由権の社会権化＞が避けがたい点で、資本主義の自由と原理的に対立するものであった。

しかし、既に述べたように、社会権は、資本主義のそれも社会主義のそれも、ともに価値法則の時代にあって、価値法則の抑制・排除という機能を果たす点で共通の権利であり、その意味で体制貫通的な権利である。そして、その限りで、資本主義の社会権を社会主義社会に持ち込むことにも、逆に社会主義の社会権を資本主義社会に持ち込むことにも、実は原理的な妨げはない、ということの意味する。

社会権条項の文言はこのことを物語ってい

るように思われる。

社会保障と住宅について、社会主義時代の77年ソ連憲法と脱社会主義憲法たる93年ロシア憲法の条項を比較してみよう。

〔77年ソ連憲法〕

第43条 ソ連邦の市民は、老齢、疾病、労働能力の全部または一部の喪失ならびに扶養者喪失のさいに物質的保障を受ける権利を有する。

この権利は、労働者、職員およびコルホーズ員の社会保険、一時的労働不能のさいの手当、国家およびコルホーズの負担による老齢年金、身体障害年金、扶養者喪失年金の支給、労働能力を一部喪失した市民の職業斡旋、高齢者と身体障害者についての配慮、その他の社会保障の諸形態、によって保証される。

第44条 ソ連邦の市民は、住宅に対する権利を有する。

この権利は、国有および社会的住宅フォンドの発展と保全、協同組合的および個人的住宅建設の促進、設備の整った住宅の建設プログラムの実現に応じて供与される居住面積の社会的統制のもとでの公正な分配、ならびに住戸および住宅関連公共サービスに対する低廉な料金、によって保障される。ソ連邦の市民は、供与された住宅を大切に扱わなければならない。⁹²

〔93年ロシア憲法〕

第39条 1. 各人には、高齢による社会保障、病気・身体障害・労働能力喪失・扶養者喪失の場合の社会保障、子の養育のための社会保障が保証される。

2. 年金、社会的手当は、法律がこれを定める。

3. 任意的社会保険、社会保障の追加的形態の創出、慈善事業は奨励される。

第40条 1. 各人は、住宅に対する権利を有する。何人も、住宅を恣意的に奪われえ

ない。

2. 国家機関および地方自治機関は、住宅建設を奨励し、住宅に対する権利の実現のための条件を創出する。

3. 低所得者、その他住宅を必要とする法律所定の市民に対しては、国有・自治体有その他の住宅フォンドから、法律所定の規準にしたがって無料または支払可能な料金で住宅が供与される。⁹³

例として社会保障と住宅をあげたが、この2領域に限らず、両憲法の社会権条項の比較から、少なくとも次の三つを指摘することができる。

① 社会主義憲法が定めた社会権領域が脱社会主義憲法にも規定されている。すなわち、いずれの憲法にも労働、休息、社会保障、健康保護、住宅、教育についての権利が規定されている。

② 77年憲法の社会権条項で、資本主義の憲法に規定することに原理的に妨げのある条項はない。つまり、資本主義憲法に持ち込みうるという意味での連続性がある。

③ 77年憲法の社会権条項をベースとして、それに資本主義的要素を付加する形で93年憲法の社会権条項は成っている。引用の条項では、77年憲法の規定をベースに、社会保障では、「任意的社会保険」なる文言が付加され、住宅では、「恣意的に奪われ得ない」という自由権的規定と、低廉料金住宅の供与を受け得るのは低所得者等とする限定が付加されることで93年憲法の条項は成っている。

いずれにせよ、両憲法の社会権条項には共通性ないし連続性があることは認められよう。そして、これは偶々そうになっているのではなく、共通の時代（価値法則時代）に共通の機能（価値法則の抑制・排除）を担っている権利であるからと見るべきものと思われる。仮に、77年憲法の社会権条項に、自由権のよう

に、例えば「社会主義を強固にする目的で」といった「目的規定」があったとしても、機能の共通性には変わりがない。むしろ、自由権にはある「目的規定」が社会権にはない点にこそ注目すべきと思われる。自由権の「目的規定」は、階級敵には自由を与えないという、敵味方の論理あるいは階級の論理の表現であった⁹⁴。自由権は、誰が自由を行使するかによって体制の安定を揺るがしかねないと立法者は考えているのである。これに対して、社会権については敵が意識されていない。それは、権利の主たる享有者が、価値法則の展開から守られる必要のある勤労者であり、労働能力のなき者・乏しき者であるからと考えられる。つまり、権利の享有者が社会主義政権にとって決して敵ではないからである。そして、守られる必要がある者について、体制間に違いはないのである。

(2)このような連続性は、次のような政治的効果を齎しうる。すなわち、社会主義から資本主義化した社会にとって、社会主義とは決別したはずなのに、こと社会権については、資本主義化後の社会権の保障に社会主義時代の社会権が影響を及ぼしうる、ということである。どういうことかという、例えば、“資本主義においては諸個人の生活に必要な福祉は諸個人が稼ぎ出すものであって、どうにもそれができない者に対してぎりぎりの最低限度を保障するのが資本主義の社会権である。であるから、このぎりぎりの限度を超えた水準の保障を定めている社会主義時代の社会権は、社会主義時代にあっては正当であったとしても、資本主義化後の今日にあってはもはや認められない”という立場⁹⁵に立って、社会主義時代の社会権に基づく給付を廃止したり、給付水準を下げることは、上記の立場に立つ限り社会権侵害にならないとしても、政治的には必ずしも容易とはいえない、ということである。

廃止にせよ引き下げにせよ既得権の剥奪で

あるから、何らかの抵抗を呼び起こさずには済まず、抵抗が強力であれば、給付水準の引き下げに政治的困難が生じよう⁹⁶。だが、政治的に必ずしも容易ではないという意味はそれだけにとどまらない。既に述べたように、社会主義の社会権と資本主義社会のその共通性・連続性があるゆえに、社会主義の社会権といえども資本主義社会においてその正当性を主張しうる、すなわち資本主義化後にいかなる内容の社会権を構築するかという問題において、選択の範囲の中に社会主義時代の社会権も選択肢の一として入り得る、換言すれば、社会主義の社会権は単なる除外の対象ではないということである。そして、有権者の多くは社会主義時代の社会権の経験者である。このような状況の中で、社会主義時代の社会権から距離のある内容の社会権を構築すべく動こうとすると、社会主義時代の社会権がその動きを抑える負荷として働く、これが、資本主義化後の社会権の保障に社会主義時代の社会権が影響を及ぼしうるということの意味である。ロシアにおいて、国有住宅の無料私有化制度の廃止予定が数次にわたって延長されたが(現在、2013年3月廃止予定)、これは、<必要な者に、無料で、住宅を供与する>という社会主義時代の社会権が資本主義化後の社会権に影響を及ぼしている例といえるのではないかと筆者は見ている⁹⁷。

誰のために、いかに、どの程度価値法則を抑制・排除するかという問題は、体制の差異を超えて、優れて現代国家的課題である。社会主義体制は、この問題に<私的所有>の否定という究極の方法で立ち向かった。その意味で、社会主義国家は究極の現代国家という相貌ももっていた(非近代的後進性をかかえていたとしても)。新たな危険に対応しつつ、社会主義時代という、いわば過去から発せられる「現代性」の影響を受けながら——あるいはそれに抗し、あるいはそれとシンクロナイズしながら⁹⁸——展開される、脱社会主義

的資本主義体制の社会権の展開とはそのようなものと思われる。

おわりに

本稿は、社会体制と社会権の関係についての一般理論的考察の企てを試みたものだが、ソビエトおよび体制転換後のロシアの住宅、社会保障、土地についての法の研究をしてきたに過ぎない筆者にとって、この企ては、一方で身の丈をはるかに超える暴挙を犯したという思いを、他方で、自身のこれまでの研究領域以外の領域において、例えば憲法学やマルクス主義法学において、周知の事柄を誤解を犯しながら要領悪く並べたにすぎないのではないかという思いを抱かせないではおかない。だが、にもかかわらずあえて試みたのには理由がある。

一には、社会体制と社会権の関係についての一般理論的考察それ自体は、行われるべき価値ある作業だと考えられることである。法の一般理論を考察することに学問的意味があるのであれば、法の一般理論の各論の一つとしての社会権の一般理論的考察にも学問的意義があるはずである。二に、であるなら、未熟で誤りに満ちたものであれ、本稿の企てには少なくとも捨捨ないし叩き台としての意味はあるはずである。そして、三に、社会主義の社会権も資本主義の社会権もその機能ないし存立根拠は価値法則の抑制・排除にある点で共通であり、自由権や所有権が体制規定的権利だとすれば、社会権は優れて体制中立的権利ではないのかとの考えが、処女論文⁹⁸を書き上げた頃から漠としながら生まれ、次第に筆者の中で明確になってきたが、こうした考えの提示の仕方として本稿のごとき企ては一つのありうる方法であろう、と思われた。

以上が企ての弁明である。大方の批判を請うとともに、本稿が読者において何かを考える契機となれば筆者としては望外の喜びである。

¹ 論争の内容については、北村寧「経済的社会構成体論争の総括(1)」『行政社会論集』3巻3号(1991年) <http://hdl.handle.net/10270/1435>参照。

² 藤田勇『法と経済の一般理論』日本評論社、1974年、47頁以下参照。

³ カール・マルクス／資本論翻訳委員会訳『資本論2』新日本出版社、1983年、291頁。

⁴ 同上、292頁。

⁵ ラートブルフは次のように述べる。「私所有権は契約の自由と結びついて、単に物を支配する力となるばかりでなく、人間を支配する力となり、契約の自由はこの力を持っている人々にとっては自由を意味するが、この力の対象となる人人にとってはかえって無防備を意味するとかいうことは否認される。有産者は私的有権を盾として、働くひと手が有産者に都合のよい労働条件で提供されるまで待つことができるのに反して、無産者は遅かれ早かれその労働力を有産者の言うなりの価格で売らねばならなくなる。われわれは、私所有権が単に者に対する支配力のみならず人に対する支配力をも与えるかぎりにおいて、これを資本と呼ぶ。資本主義的法制度は表面上は万人の自由と平等とに基づく秩序を意味するが、そのじつは資本主義によって克服されたはずの働き人(der Werktätige)の隷属の制度にほかならない。」(ラートブルフ／野田良之訳「社会主義の文化理論」『ラートブルフ著作集第8巻』東大出版会、1961年、80～81頁)。

⁶ 典型的と思われるのは、日本共産党の議論である。2004年に改定された同党の現行綱領には、ソ連およびそれに従属した東欧諸国は「社会主義とは無縁な人間抑圧型の社会として、その解体を迎えた」と記されている(http://www.jcp.or.jp/web_jcp/html/Koryo/)。

⁷ 多義性については、R. N. バーキー／浅沼和典訳『社会主義—イデオロギーと現実—』早稲田大学出版部、1985年参照。

⁸ 藤田勇『概説ソビエト法』東京大学出版会、1986年、351-353頁、368-370頁参照。

⁹ 藤田勇「現存社会主義体制の歴史的位^レ置—「初期社会主義論」の視角からの一考察—」藤田勇編『権威的秩序と国家』東京大学出版会、1987年、278頁参照。

¹⁰ 初宿正典『憲法2 基本権〔第3版〕』成文

- 堂, 2010年, 16頁。
- ¹¹ 高橋和之『立憲主義と日本国憲法〔第2版〕』有斐閣, 2010年, 283頁。
- ¹² フランスで「社会権」という語が一般的になるのは1946年以降である(中村睦男『社会権法理の形成』有斐閣, 1973年, 13頁)。ドイツでは, 1949年のウーレの研究がドイツの学者による社会権なる語の最初の使用例とされる(内野正幸『社会権の歴史的展開—労働権を中心にして』信山社, 1992年, 35頁)。
- ¹³ 長谷川正安・渡辺洋三・藤田勇編『フランス人権宣言と社会主義』日本評論社, 1989年, 14頁(鮎京正訓執筆)。
- ¹⁴ 「公的扶助は, 神聖な義務である。社会は, 不幸な市民に対して労働を確保することにより, または労働しえない者に生活手段を保障することにより, その生存について責務を負う」(辻村みよ子訳/辻村『人権の普遍性と歴史性』創文社, 1992年所収—1793年憲法については以下同様)。
- ¹⁵ 「教育は, 万人の要求である。社会は, 全力をあげて公共の理性の進歩を助長し, 全市民のもとに教育をおこななければならない」。
- ¹⁶ 辻村みよ子『人権の普遍性と歴史性』創文社, 1992年, 13頁。
- ¹⁷ 杉原泰雄『憲法と資本主義』勁草書房, 2008年, 96-97頁。
- ¹⁸ 同上, 97-98頁。
- ¹⁹ 辻村みよ子, 前掲書。
- ²⁰ 杉原, 前掲書, 22頁。
- ²¹ 辻村, 前掲書, 12頁。
- ²² 杉原, 前掲書, 100頁参照。
- ²³ 杉原, 前掲書, 22頁。
- ²⁴ 中村睦男『社会権法理の形成』有斐閣, 1973年, 76頁以下参照。
- ²⁵ 同上, 85頁以下参照。
- ²⁶ 杉原, 前掲書, 58頁。
- ²⁷ 藤田勇『自由・平等と社会主義—1840年代ヨーロッパ~1917年ロシア革命』青木書店, 1999年, 85-86頁。
- ²⁸ チルキンのロシア語表記を直訳すると『ドイツにおける国家と法についての学問の現在と将来』となるが, Gegenwart und Zukunft der Rechts- und Staatswissenschaft Deutschlands をさすと思われる。
- ²⁹ Чиркин В. Е., Конституция и социальное государство: юридические и фактические индикаторы, «Журнал российского права», 2008, № 12, с. 24.
- ³⁰ 内野正幸『社会権の歴史的展開—労働権を中心にして—』信山社, 1992年, 28-29頁。
- ³¹ マルクス/城塚登・田中吉六訳『経済学・哲学草稿』岩波書店, 1964年, 17頁以下参照。
- ³² マルクス『資本論』第一部第1篇第1章「商品」参照。
- ³³ 樋口陽一『比較憲法〔全訂第三版〕』青林書院, 1992年, 529-530頁。
- ³⁴ パシュカーニス/稲子恒夫訳『法の一般理論とマルクス主義』日本評論社, 1967年, 第四章参照。
- ³⁵ 藤田勇『ソビエト法理論史研究一九一七—一九三八』岩波書店, 1968年, 157-158頁および189-193頁参照。
- ³⁶ マルクス=エンゲルス『ゴータ綱領批判 エルフルト綱領批判』大月書店国民文庫, 1977年, 25-26頁参照。
- ³⁷ であるがゆえに, パシュカーニスは1930年代に入ると, <労働に応ずる分配>を社会主義法の存立条件とみる議論を展開する。この点につき, 藤田, 前掲書『ソビエト法理論史研究一九一七—一九三八』, 419頁参照。
- ³⁸ マルクス=エンゲルス, 前掲書, 26頁。
- ³⁹ 宮沢俊義『憲法Ⅱ』有斐閣, 1971年, 41頁。
- ⁴⁰ 同上, 59頁。
- ⁴¹ 森下敏男『ソビエト憲法理論の研究』創文社, 1984年, 182頁以下参照。
- ⁴² 同上, 183頁。
- ⁴³ 同上同頁。
- ⁴⁴ 36年憲法の条項については, 高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』岩波書店, 1957年参照。
- ⁴⁵ 杉浦一孝「ソ連における社会主義の勝利と一九三六年憲法の成立」社会主義法研究会編『社会主義国における自然保護と資源利用』(社会主義法研究年報No.3) 法律文化社, 1975年, 198頁。
- ⁴⁶ 藤田, 前掲書『ソビエト法理論史研究一九一七—一九三八』, 375頁。
- ⁴⁷ パシュカーニス曰く, 「社会関係において法律的な契機が完全な明確さを獲得するに必要なすべての条件をつくるのは, ブルジョアの資本主義社会だけである」(パシュカーニス, 前掲書, 57頁)。

- ⁴⁸ 藤田, 前掲書『ソビエト法理論史研究一九一七—一九三八』, 374頁。
- ⁴⁹ 同上, 376頁。
- ⁵⁰ 同上, 418頁。
- ⁵¹ 77年憲法の条文については, 宮沢俊義編『世界憲法集 (第三版)』岩波書店, 1980年参照。
- ⁵² Глушкова С.И., Права человека в России: теория, история, практика, М.: Права человека, 2003, с. 230.
- ⁵³ Чихиквадзе В.М., Социальстический гуманизм и права человека, М., 1978, с. 222.
- ⁵⁴ Под ред.: К.И. Микульский, Социальные права и гарантии трудящихся при социализме, М., 1983, с. 14.
- ⁵⁵ Там же, с. 18.
- ⁵⁶ マルクス=エンゲルス, 前掲『ゴータ綱領批判 エルフルト綱領批判』, 25頁。
- ⁵⁷ Под ред.: К.И. Микульский, указ. соч., с. 32-33.
- ⁵⁸ Там же, с. 14.
- ⁵⁹ 森下, 前掲書, 177頁参照。
- ⁶⁰ 森下, 前掲書, 177頁以下参照。
- ⁶¹ Прошальный взгляд на уравниловку, «Московские новости», 1988, № 1.
- ⁶² 大津定美『現代ソ連の労働市場』日本評論社, 1986年, 146-148頁参照。
- ⁶³ 篠田「ソビエト市民の住宅に対する権利 (二)」『北大法学論集』37巻3号 (1987年) 340頁以下参照。
- ⁶⁴ 篠田「脱社会主義ロシアの社会主義法制」『賃金と社会保障』1200号 (1997年) 8-10頁。
- ⁶⁵ 篠田「体制転換期における市民生活と法」『社会体制と法』3号 (2002年) 9-10頁参照。
- ⁶⁶ 広い住宅の供与は, 住宅法典にある行政への白紙委任規定を使って行政府が特定の者のために決定を下すことで行われた (篠田「ソビエト市民の住宅に対する権利 (四・完)」『北大法学論集』38巻3号 [1988年] 532頁以下参照)。思うに, この方法は, 他の財産にも応用可能であろう。
- ⁶⁷ 医者は公務員であったから, ここで金銭を受領すると, 収賄罪になる可能性があった (ロシア共和国刑法典第173条)。
- ⁶⁸ 篠田・前掲「脱社会主義ロシアの社会主義法制¹⁾」8頁参照。
- ⁶⁹ 篠田「ロシアにおける住宅の商品化と住宅保障」小森田秋夫編『市場経済化の法社会学』有信堂, 2001年, 142頁以下参照。
- ⁷⁰ Например, см. Халфина Р.О., Общее учение о правоотношении, М., 1974, с. 237-238; Римашевская Н., Шаталин С., Личное и общественное потребление в социалистических странах, «Вопросы экономики», 1975, № 12, с. 104-105.
- ⁷¹ 代表的議論として, см. Заславская Т., Человеческий фактор развития экономики и социальной справедливости, «Коммунист», 1986, № 13.
- ⁷² 医療について, 篠田・前掲「脱社会主義ロシアの社会主義法制¹⁾」9頁以下, 住宅について, 篠田「体制転換と住宅法制 (その1)」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』945号 (2011年) 6頁参照。
- ⁷³ 佐藤経明『現代の社会主義経済』岩波書店, 1975年, 115頁。
- ⁷⁴ 市場経済化の過程をその間に出された諸政策文書の詳細な分析を通じて描出するものとして, 西村可明『社会主義から資本主義へ—ソ連・東欧における市場化政策の展開』日本評論社, 1995年参照。
- ⁷⁵ 市場経済化の過程をその間に出された諸政策文書の詳細な分析を通じて描出するものとして, 西村可明『社会主義から資本主義へ—ソ連・東欧における市場化政策の展開』日本評論社, 1995年参照。脱社会主義化の政治過程については, 森下敏男「歴史に裁かれたわが国の社会主義法研究 (下)」『神戸法学雑誌』60巻1号172頁以下, 藤田勇『自由・民主主義と社会主義1917-1991—社会主義史の第2段階とその第3段階への移行』第7章第3節参照。
- ⁷⁶ 個別の社会権を含む「労働の権利」が社会主義社会の中核的権利となることについては, 藤田勇「社会主義社会と基本的人権」東京大学社会科学研究所編『基本的人権1 総論』東京大学出版会, 1968年, 364頁以下参照。
- ⁷⁷ 同上, 366頁。
- ⁷⁸ 同上同頁。
- ⁷⁹ 同上同頁。
- ⁸⁰ 同上, 367頁。
- ⁸¹ 但し, 第3の権利は, <労働に応じて>分配された貨幣で商品を買うという内容を含むの

- で、「<私的所有>を前提としない《経済的自由》」を含むより広い権利と考えられる。
- ⁸² 森下, 前掲書『ソビエト憲法理論の研究』, 179頁。
- ⁸³ 森下は, この点に関わって, 次のように述べている。「皮肉にも, [ブルジョア憲法の] 法律的・形式的保障の虚構性を批判し, 経済的・実質的保障を強調したソビエト憲法(学)は, それを具体化する法律的・形式的保障を欠如したため, ついに自由権の実現を現実のものとするのができなかつたのである」(同上, 181頁)。
- ⁸⁴ もっとも, 完成された場合, それが人間に幸福を齎すかどうか, これはまた別の問題である。
- ⁸⁵ 佐藤経明『現代の社会主義経済』岩波書店, 1975年, 141-142頁。
- ⁸⁶ コルナイ・ヤーノシュ/盛田常夫編訳『「不足」の政治経済学』岩波書店, 1984年, 13頁参照。
- ⁸⁷ ロシアにおいては, 失業手当を含む「失業の存在を前提とした法制度の整備が図られ」(小森田秋夫編『現代ロシア法』東京大学出版会, 2003年, 209頁〔武井寛執筆〕), ロシア版生活保護法ともいべき国家社会扶助法が1999年に制定された(同上247頁〔篠田執筆〕)。
- ⁸⁸ ロシアにおける, 罷業の法認, 労働者の権利強化については, 同上208頁以下(武井執筆)参照。
- ⁸⁹ ロシアの社会保障領域の権利救済において憲法裁判所が積極的な役割を果たしている(篠田「ロシアにおける年金権に関する憲法裁判」『中央アジア諸国における立憲主義の「移植」とその現実態に関する研究(平成17年度~平成19年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書)』)参照。
- ⁹⁰ 例えば, ロシアの土地法典制定過程では, 土地についてその私有を認めるか否かという問題が最大の争点であった(篠田「ロシア土地法制の<真空>」山田正男先生・五十嵐清先生・藪重夫先生古稀記念論文集刊行発起人編『民法学と比較法学の諸相Ⅰ』信山社, 1996年342頁以下参照)。
- ⁹¹ メディアについては, 阿曾正浩「ロシアにおける言論の自由」『ユーラシア研究』26号(2002年)参照。ここでは, ソ連邦共産党の支配を脱したメディアが, 今度は, 資本・地方権力・中央権力に翻弄される姿が描かれている。
- ⁹² Свод законов СССР, том 1, М., 1980, с. 22-23.
- ⁹³ Известия, 28 января 1993 г.
- ⁹⁴ 藤田勇「ソ連における自由権思想の史的展開」藤田勇編『社会主義と自由権』法律文化社, 1984年, 25頁参照。
- ⁹⁵ エスピン=アンデルセンの三つの福祉国家レジームのひとつである<自由主義福祉国家レジーム>に相当する立場である。G. エスピン=アンデルセン『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態—』ミネルヴァ書房, 2001年, 28頁以下参照。
- ⁹⁶ ロシアのメディアで「特典金銭化法」とよばれている2004年122号連邦法律(СЗ РФ, 2004, № 35, ст. 3607)が, 社会主義時代から続いていた, 諸市民カテゴリーに対する福祉の現物給付・金銭給付の少なからずの部分を廃止し, また現物給付の金銭給付への転換を図った際には, 全連邦的抵抗運動が起きるとともに(<http://www.radiorus.ru/news.html?id=89572&rid=1>, <http://www.radiorus.ru/news.html?id=90090&rid=1>等参照), 各方面から批判され(当時のモスクワ市長は同法の違憲審査申立てを行うと述べ[<http://www.radiorus.ru/news.html?id=94794&rid=1>]), 人権全権代表も批判した〔Волчок Н., Сюрпризы к празднику, «Ваше право», 2005, № 9, с. 1, с. 22〕, 給付義務主体が連邦から連邦構成体に移された部分が再び連邦に戻される等, 同法の改正が行われた(СЗ РФ, 2005, № 1, ст. 25)。
- ⁹⁷ 詳しくは, 篠田「体制転換と住宅法制(その2)」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』946号(2011年)参照。
- ⁹⁸ ロシアについていえば, 無料の住宅供与の対象者が低所得者等に限定されたこと(93年憲法40条—本文参照)や, 無料の教育・無料の医療が国公立の施設によるものに限定されたこと(同41条, 43条)などは「抗し」の例であり, 国公立の施設に限定したとはいえ, その限りで無料制を維持したことは, 「シンクロナイズ」の例といえよう。
- ⁹⁹ 前註66参照。

[Abstract]

Memorandum on the Relationship between Societal Systems and Social Rights

Yu SHINODA

This paper studies the relationship between societal systems and social rights, and reaches the following conclusions. (1) Social rights are rights which secure a life worthy of humans by restraint of the law of value. (2) In a socialist societal system, social rights can and must exist because in a socialist societal system the law of value also works. (3) In a socialist societal system, social rights occupy a core position in the system of citizens' fundamental rights because of socialization of means of production. (4) In a socialist societal system, the right of freedom is transformed to a social right to the extent of socialization of material conditions for the enjoyment of freedom. (5) The function of social rights is common to both socialism and capitalism in the point of the restraint of law of value. Therefore, socialist social rights are also workable in capitalism after socialism. So even if concrete provisions of socialist social rights are abolished in a capitalist society after socialism, the perspective of socialist social rights continue to have an effect on the matter of social rights and policies connected to social rights in a capitalist society after socialism.